

事 務 連 絡

令和 4 年 12 月 7 日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

## 保 健 事 業 の 実 施 に つ い て

謹啓 師走の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はひとかたならぬご厚情を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、組合員の健康維持・増進と心身のリフレッシュを目的として、下記の保健事業を別添のとおり実施いたします。大変お手数ではございますが被保険者各位にご周知いただき、当組合の保健事業が健康づくりのきっかけならびに多数の方々のご参加を賜りますようご高配をお願い申し上げます。

なお、各事業の詳細につきましては、当組合ホームページにてご案内しております。併せてご周知賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

記

No. 1 第 5 7 回 健康マラソン大会

No. 2 第 4 7 回 歩け歩け大会

【別紙】 傷害保険について

組合ホームページを活用した周知・広報等推進の観点から、郵送等による各事業のご案内を順次、簡略化しております。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔組合ホームページアドレス〕 <http://www.sekkei-kenpo.org>

上記事業につきましては、新型コロナウイルス感染状況により中止になる可能性がございます。  
中止が決定した際は当組合HPにてご案内いたします。

【お問い合わせ先】

保健事業部 保健事業グループ

電話 03-3404-9545

## 第57回 健康マラソン大会について

1. 日 時 令和5年2月11日(土) 9時15分～12時50分(受付時間を含む)
2. 実施場所 横浜市 海の公園  
〒236-0013 神奈川県横浜市金沢区海の公園10番
3. 参加資格 実施当日に当組合の被保険者および被扶養者である方(小学生以上)
4. 種 目 ①2.2kmの部 ②6.6kmの部 ③11kmの部
5. 実施方法 エントリーいただいた各種目を走っていただきます。審判長が定めた標準タイムに最も近い方を「ベストタイム賞」として表彰します。  
詳細につきましては組合ホームページにてご案内させていただきますので、内容をご確認のうえ、お申し込みください。
6. 申込方法 組合ホームページから申込書をダウンロードしていただいて、必要事項をご記入のうえ、**令和5年1月16日(月)**までに郵送かFAXのいずれかの方法で保健事業グループまで、お申し込みください。

FAXでお申し込みの際は、送信後に確認のお電話をお願いいたします。

**FAX 03-3404-9680 TEL 03-3404-9545**

※確認のお電話は平日の9時～17時の間をお願いいたします。

## 第47回 歩け歩け大会（ウォーキングラリー）の実施について

1. 日 時 令和5年3月18日（土） 9：30～13：00（予定）
2. 実施場所 東武動物公園  
〒345-0831 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀110番地
3. 参加資格 実施当日に当組合の被保険者および被扶養者である方
4. 概 要 受付時に入園券とスタンプカードをお渡しいたします。お渡ししたスタンプカードを持って園内を回っていただき、指定されたポイントでスタンプを集めていただきます。  
詳細につきましては、組合ホームページにてご案内させていただきますので、内容をご確認のうえ、お申し込みください。
5. 申込方法 組合ホームページから申込書をダウンロードしていただいて、必要事項をご記入のうえ、**令和5年2月17日（金）**までに郵送かFAXのいずれかの方法で保健事業グループまで、お申し込みください。

FAXでお申し込みの際は、送信後に確認のお電話をお願いいたします。

**FAX 03-3404-9680 TEL 03-3404-9545**

※確認のお電話は平日の9時～17時の間をお願いいたします。

## 【別紙】

### 傷害保険（レクリエーション補償プラン）について

#### 1. この保険では

- ① 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加中の傷害事故を補償しております。

※「参加中」とは… 参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。

- ② 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室に参加される組合員全員が補償の対象となります。

※歩け歩け大会・軟式野球大会・健康マラソン大会・料理教室・陶芸教室  
リフレッシュフロアー（けんぼプラザ）各種教室など。  
※オンライン開催は対象外となります。

- ③ 加入における個人の費用負担はございません。

#### 2. こんなときに

- ① 当組合で実施しているスポーツ大会・各種教室参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされた場合に保険金が支払われます。

※「急 激」とは… 突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

※「偶 然」とは… 原因の発生が偶然である、結果の発生が偶然である原因・結果とも偶然である、のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

※「外 来」とは… ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

※靴ずれ、車酔い、しもやけ等は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

#### 3. 保険金

死亡保険金 後遺障害保険金	入院1日あたり	通院1日あたり
5000 千円	5000 円	2500 円

※保険会社の審査によっては保険金をお支払いできない場合がございます。

【本件に関するお問い合わせ先】

保健事業部 保健事業グループ 電話 03-3404-9545